

◆ 伊野税務署からのお知らせ ◆

■申告と納税の期限

所得税及び復興特別所得税、贈与税
3月15日(金)
個人事業者の消費税及び地方消費税
4月1日(月)

■税務署の確定申告会場開設期間・受付時間

2月18日(月)～3月15日(金) 8:30～16:00
(土、日曜日を除く。)
※申告相談は9時からです。確定申告会場の混雑状況により、16時前であっても受付を終了させていただく場合があります。
※贈与税・譲渡所得の申告について記載方法等に不明な点がある方は、担当職員が従事している3月1日(金)～3月15日(金)の間にお越しください。

■電話による申告相談をご利用ください！

1月18日(金)～3月15日(金)
確定申告に関するご質問やご相談は「確定申告電話相談センター」をご利用ください。
伊野税務署にお電話いただき、自動音声案内に従い、『0』を選択してください。
[伊野税務署 電話番号：088-893-1121]

■確定申告書等作成コーナーで申告書作成

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って該当項目を入力することにより、所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。
また、給与・年金所得者専用の画面を導入し、医療費控除や住宅ローン控除など、初めての方でも操作がしやすい画面となっていますので是非ご利用ください。

作成した申告書は、直接、電子申告するかA4サイズの普通紙に印刷して郵送等で税務署に提出することができます。

確定申告書等作成コーナーの操作に関するお問い合わせは、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」

☎0570-01-5901^{e(i)-コクセイ}にお尋ねください。

【受付】月曜日～金曜日 9:00～17:00
(祝日等及び12月29日～1月3日を除く。)

■マイナンバーの記載忘れにご注意ください！

平成30年分の所得税、贈与税及び消費税の確定申告書につきましては、マイナンバーの記載と本人確認書類(例1:マイナンバーカード、例2:通知カードと運転免許証など)の提示又は写

しの添付が必要です(申告書等提出の都度必要ですので、前年分の申告書に記載・提示等された方も同様です。)

また、郵送等による提出の際には本人確認書類の写しの添付をお願いします。

■1月から、e-Taxの利用手続きがより便利になりました！

マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでない方でも、e-Taxで申告できるようになりました！

用意するものは次の2つ！

①ID(利用者識別番号)

②パスワード(暗証番号)

※発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、税務署にお越しください。

※国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。

※マイナンバーカード及びICカードリーダーが普及するまでの暫定的な対応です。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます！

※平成30年分の申告から、給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、「スマホ専用画面」から確定申告書を作成できます。

※スマートフォンから消費税、贈与税の申告書並びに決算書等の作成はできませんので、作成される方は、パソコンをご利用ください。

平成31(2019)年1月以降も、引き続き、従来の方式でもe-Taxによる申告書の送信ができます。

■振替納税をご利用ください

振替納税は、金融機関の預貯金口座から納税額が自動的に引き落とされる便利な制度です。

ご利用開始に当たっては、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を申告所得税及び復興特別所得税又は消費税及び地方消費税の申告期限までに提出してください。

○振替納付日

所得税及び復興特別所得税 4月22日(月)

消費税及び地方消費税(個人事業者) 4月24日(水)

申告書作成は、国税庁HPで。
使い方は電話で相談♪

☎0570-01-5901

